

桜川市に建設工事入札参加資格を申請する方へ

1 社会保険等加入の要件化について

社会保険（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）のすべてに加入していることを申請受付の要件とします。なお、「経営事項審査の審査基準日時点」での加入が要件となりますのでご注意ください。また、令和9・10年度分の入札参加資格申請受付から、法定外労災保険を要件化することを検討しております。

2 申請受付業種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29業種になります。

また、格付けを行うのは土木、建築、舗装、水道施設、管、電気の6業種になります。

市内に本社又は営業所等を有する業者に限ります。

3 有資格者名簿の登載期間

令和9年3月31日まで（有効期間の始期については、「令和7・8年度建設工事入札参加資格審査申請の手引き共通書類編6入札参加資格者名簿の登載期間」を参照）

4 名簿の公表

入札参加資格者名簿については閲覧（桜川市役所財政課）にて公表します。

市内業者格付については、桜川市ホームページに掲載します。

5 名簿を共用する部局

桜川市役所の各部局及び出先機関

6 桜川市個別書類について

桜川市では指名通知書等を電子メールにて発送するため、電子メールアドレスが必要となります。個別書類チェック表の記載欄に指名通知送付用のメールアドレスを記載して提出してください。

書類名	市内本社	市内営業所	市外	備考
個別書類 チェック表	○	○	○	メールアドレスを記載して提出してください。
営業所等の状況調査書	×	○	×	桜川市内に営業所がある場合のみ提出してください。

○提出必須 ×提出不要

7 営業所について

建設業法に基づく営業所でなければ認定はできません。

なお、桜川市の入札参加資格において、登録できる営業所等は1会社につき1営業所です。

8 お問い合わせ先

桜川市役所財政課 管財契約グループ 電話 0296-58-5111(代表) 内線:1223・1224